資料7-1

提	3
総 会	１９４

提　案

日本学術会議法案の修正について

１．　**提 案 者**　（順不同）

（第一部）

法学委員会　大久保規子会員 、大塚直会員 、越智敏裕会員 、小畑郁会員

川嶋四郎会員 、島岡まな会員 、島村健会員 、只野雅人会員

丸谷浩介会員 、三成賢次会員 、南野佳代会員

山田八千子会員

史学委員会　大橋幸泰会員、小田中直樹会員、芳賀満会員、松本直子会員

吉澤誠一郎会員

言語・文学委員会　植木朝子会員、定延利之会員、原田範行会員

平田オリザ会員

哲学委員会　河野 哲也会員、中村征樹会員、吉水千鶴子会員

心理学・教育学委員会　勝野正章会員、坂田省吾会員、嶋田洋徳会員

西岡加名恵会員、広田照幸会員、明和政子会員

美馬のゆり会員

社会学委員会　阿部彩会員、有田伸会員、岩井紀子会員、広井良典会員

地域研究委員会　伊藤泰信会員、宇山智彦会員、髙橋裕子会員

竹沢泰子会員、中澤高志会員

政治学委員会　鈴木基史会員

経済学委員会　臼井恵美子会員、大垣昌夫会員、上東貴志会員

西山慶彦会員、森口千晶会員

経営学委員会　戸谷圭子会員、原拓志会員

（第二部）

基礎生物学委員会　岡田眞里子会員、小林武彦会員、森和俊会員

基礎医学委員会　加藤和人会員、渡辺雅彦会員

健康・生活科学委員会　玉腰暁子会員

歯学委員会　樋田京子会員

（第三部）

情報学委員会　大場みち子会員

以上、５６名

２．議 案

日本学術会議法案は、5 要件を充足しておらず、5 項目の懸念を払拭できていないので、国会に対して、同法案の修正を求める旨の決議を行うこと

３．提 案 理 由

２０２５年３月７日に閣議決定された日本学術会議法案は、日本学術会議が内閣府に対して確保を求めていたナショナル・アカデミーの５要件における実質的な核心部分（①国家財政支出による安定した財政基盤、②活動面での政府からの独立、および③会員選考における自主性・独立性の各要件）を充足しておらず、会長声明で示した５つの懸念（①大臣任命の監事の設置を法定すること、②大臣任命の評価委員会の設置を法定すること、③『中期目標・中期計画』を法定すること、④コ・オプテーションの考え方の逸脱になる次期以降の会員の選考に特別な方法を導入すること、および⑤選考助言委員会の設置を法定することに対する懸念）を払拭していないので、日本学術会議は、国会に対して、法案がナショナル・アカデミーの５要件をすべて充足し、会長声明で示された５項目の懸念をすべて払拭したものとなるよう修正を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

（以上）

資料 7-2

提	4
総　会	１９４

提　　案

声明（案）「次世代につなぐ日本学術会議の継続と発展に向けて～
政府による日本学術会議法案の国会提出にあたって」

1　提 案 者　　会長

2　議　　案　　標記について、別紙に基づき承認を求めること

3　提案理由　　声明（案）「次世代につなぐ日本学術会議の継続と発展に向けて～政府による日本学術会議法案の国会提出にあたって」について承認を求めるものである。

声　明（案）

「次世代につなぐ日本学術会議の継続と発展に向けて～政府による日本学術会議法案の国会提出にあたって」

令和７年（２０２５年）４月　　日

日　本　学　術　会　議

声明（案）「次世代につなぐ日本学術会議の継続と発展に向けて～政府による日本学術会議法案の国会提出にあたって」

令和７年４月　日
第 194 回日本学術会議総会

昭和 24（1949）年１月、日本学術会議は、我が国の平和的復興並びに人類社会の福祉への貢献と、世界の学界と連携した学術の進歩への寄与を誓って歩み始めた。前年に制定された現行の「日本学術会議法」は、学界各分野を通じて選出された委員で構成された学術体制刷新委員会において起草された。まさに、科学者の総意の下に、日本学術会議の基本理念や制度が形づくられ、政府による提案と国会における審議を経て、法律として制定されたのである。

その後、日本学術会議法は、政府の提案により二度にわたり改正され、会員選考方法や組織、制度の変更が行われたが、法が掲げる基本理念は維持されてきた。一方、日本学術会議自身も平成 20（2008）年に「日本学術会議憲章」を決議し、法制上の位置付けを受け止めつつ、自らの義務と責任の自律的遵守を社会に対して公約してきた。

今般、政府は、日本学術会議の組織の在り方について有識者懇談会を開催して議論を進め、その報告を基に、日本学術会議の法人化を内容とする法律案を閣議決定し、国会に提出した。具体的には、現行の日本学術会議法を廃止し、新たに法人としての日本学術会議を設立する内容である。これに先立ち、日本学術会議は、一年半にわたり政府が開催した有識者懇談会の会合に、正規の構成員とはされなかったものの常に出席し、意見を述べてきたが、当事者である日本学術会議との間で完全な合意には至らなかった。それにもかかわらず、科学者の代表により起草された現行法を廃止し、日本学術会議の理念や組織の骨格を定める内容の法案を政府が提出したことは、遺憾と言わざるを得ない。

今回のような組織改革にあたっては、政府と日本学術会議が互いに議論し、科学者の代表機関である日本学術会議の意見が適切に反映される形での検討が本来のあるべき姿であった。しかし、令和２（2020）年の会員任命において全員が任命されないという不正常な事態が発生し、日本学術会議と政府の間の信頼関係が損なわれた中でこの議論が始まったのは、極めて残念であった。日本学術会議は、国の機関以外の設置形態とする場合も検討し、ナショナルアカデミーとして組織が充たすべき５要件（①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性）を示すなど、改革に向けて積極的な姿勢を示してきたが、日本学術会議の独立性を損な

うのではないかという懸念を常に持ちながら議論に参画せざるを得ず、そして、そうした懸念が払拭されないまま行われた法案の国会提出は、改めて非常に残念なことである。

政府が提出した日本学術会議法案は、まず、基本理念において、現行法の前文に規定された内容を踏襲しておらず、「科学が文化国家の基礎」「我が国の平和的復興への貢献」などの理念に代えて、学術の位置づけに関して「人類共有の知的資源」「経済社会の健全な発展の基盤」といった記述に改め、歴史的な背景をも踏まえた、科学者としての決意が表現された法律から、国、政府の側からみた学術への期待を表現する法律に変質させている。

また、この法案に対しては、政府任命の監事による監査、中期的な活動計画や年度計画の策定とそれらに対する内閣府に置かれる評価委員会の関与、会員の選任等について、５要件のうち特に活動面での政府からの独立、会員選考における自主性・独立性が充足されておらず、むしろ独立性の阻害が意図されているのではないかといった懸念が、多くの会員から強く提起された。特に法人発足時及び発足３年後の会員選考について、外部の者の関与を認めるなど現行とは異なる特別な仕組みを規定しており、日本学術会議の継続性の分断を企図しているものと受け取らざるを得ないとの意見も強くあった。総合科学技術・イノベーション会議の議員に指定される職として、従前の「国の行政機関の長」に対し「関係機関の長」を追加しない点に関しては、これまで、国の科学技術・イノベーション政策について、科学者の代表機関の長として、科学者のボトムアップによる意見を反映させるという位置づけに変更を加え、科学者の声を遠ざけようとしているのではないかとの疑念も呈されている。これらも、政府との信頼関係が損なわれている中で検討が進められたことに問題の根底がある。これらの懸念点については、内閣府からは見解が提出されたところではあるが、国会においても、修正の可能性も含め、十分に慎重な審議を望むものである。

この法案は国会において今後審議が行われる見込みであり、仮にこれが成立した場合には、日本学術会議は、国の行政機関としての位置づけから、新たに設立される法人に移行することになる。

しかし、その場合においても、ナショナルアカデミーとして 76 年の歴史を有し、南極地域観測や初期の原子力開発、数多くの共同利用研究所、研究機関の創設に関与し、Ｇ７の科学アカデミーの一員として、あるいは 42 に及ぶ国際学術団体に加盟して、世界の学界と連携して学術の進歩に貢献してきた、日本学術会議の理念と位置付けは変わらず存続し、そして、その先も、学術の振興を通じて文化を育み、平和で豊かな社会を作り、国民の安心して生き甲斐があり、健康で文化的な生活の維持増進に貢献していくことを、ここに宣言する。

我々は、政府に対して、歴史的背景を踏まえた科学者の総意としての理念を掲げた、現行法の前文の趣旨を新たな法案で明記するよう望んできた。しかし、そもそも日本学術会議は、発足以来、紆余曲折を経ながらも日本の学術とともに発展を続け、国際的にも確固たる地位を築いてきており、たとえ今回の法案が成立したとしても、これまで日本学術会議が作り上げてきた理念や使命が失われるものではない。科学者の総意として掲げられた理念や使命が法案に反映されていないとしても、それは、この法案が現行の日本学術会議の存在を前提として、新たに国が設立する法人として継続するための法的な枠組みにすぎないためと理解する。そうであるならば、これまで日本学術会議が引き継ぎ、そして発展させてきた理念や使命は、政府や国会の議論に委ねず、我々科学者自身で改めて確認し、国民・社会に向けて誓約する必要がある。

加えて言えば、法案には法人への国の関与について監事をはじめ様々に規定されているが、あらゆる立場から独立を保ち、自主的、自律的に科学的助言などの使命を果たすためには、法の枠組みを前提としつつも、自ら定めるべき理念に従って、その理念が守られる仕組みを作り上げていく必要がある。すでに示されているような不当な介入への懸念については、内閣府の見解も認めているとおりこの法律は許容しないと確信しているが、これを強固にするための組織についても日本学術会議自身においてしっかりと構築していかなければならない。

例えば、評価については、政府の評価委員会に対して別途、自己評価のために外部の有識者に委嘱する委員会の日本学術会議内への設置や、政府任命の監事とは別に運営の適正性を確保するための役職の総会での選任など、自ら適切なガバナンスを検討し、作っていかなければならない。

日本学術会議は、前期に「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」、そして今期に「日本学術会議第 26 期アクションプラン」を公表し、自ら改革に向けて歩みを進め、タイムリー、スピーディな意思の表出や学術の進むべき方向性の提示、国際活動の強化、経済界や国民等とのコミュニケーションなど様々な取組を実現してきた。日本学術会議は、今次の日本学術会議の在り方に関する議論を糧として、組織改革だけでなく、世界及び国内の社会課題の解決に寄与しつつ、学術の更なる発展のために自ら行動し、さらなる改革を進め、次世代へと引き継いでいくことを、国民、社会に対し約束する。

資料 7-3

提	４（再）
総　会	１９４

提　案　（再）

声明（案）「次世代につなぐ日本学術会議の継続と発展に向けて～
政府による日本学術会議法案の国会提出にあたって」

１　提 案 者　　会長

２　議　　案　　標記について、別紙に基づき承認を求めること

３　提案理由　　声明（案）「次世代につなぐ日本学術会議の継続と発展に向けて～政府による日本学術会議法案の国会提出にあたって」について承認を求めるものである。

声　明（案）

「次世代につなぐ日本学術会議の継続と発展に向けて～政府による日本学術会議法案の国会提出にあたって」

令和７年（２０２５年）４月　　日

日　本　学　術　会　議

声明（案）「次世代につなぐ日本学術会議の継続と発展に向けて～政府による日本学術会議法案の国会提出にあたって」

令和７年４月　日
第 194 回日本学術会議総会

昭和 24（1949）年１月、日本学術会議は、我が国の平和的復興並びに人類社会の福祉への貢献と、世界の学界と連携した学術の進歩への寄与を誓って歩み始めた。前年に制定された現行の「日本学術会議法」は、学界各分野を通じて選出された委員で構成された学術体制刷新委員会において起草された。まさに、科学者の総意の下に、日本学術会議の基本理念や制度が形づくられ、政府による提案と国会における審議を経て、法律として制定されたのである。

その後、日本学術会議法は、政府の提案により二度にわたり改正され、会員選考方法や組織、制度の変更が行われたが、法が掲げる基本理念は維持されてきた。一方、日本学術会議自身も平成 20（2008）年に「日本学術会議憲章」を決議し、法制上の位置付けを受け止めつつ、自らの義務と責任の自律的遵守を社会に対して公約してきた。

今般、政府は、日本学術会議の組織の在り方について有識者懇談会を開催して議論を進め、その報告を基に、日本学術会議の法人化を内容とする法律案を閣議決定し、国会に提出した。具体的には、現行の日本学術会議法を廃止し、新たに法人としての日本学術会議を設立する内容である。これに先立ち、日本学術会議は、一年半にわたり政府が開催した有識者懇談会の会合に、正規の構成員とはされなかったものの常に出席し、意見を述べてきたが、当事者である日本学術会議との間で完全な合意には至らなかった。それにもかかわらず、科学者の代表により起草された現行法を廃止し、日本学術会議の理念や組織の骨格を定める内容の法案を政府が提出したことは、遺憾と言わざるを得ない。

今回のような組織改革にあたっては、政府と日本学術会議が互いに議論し、科学者の代表機関である日本学術会議の意見が適切に反映される形での検討が本来のあるべき姿であった。しかし、令和２（2020）年の会員任命において全員が任命されないという不正常な事態が発生し、日本学術会議と政府の間の信頼関係が損なわれた中でこの議論が始まったのは、極めて残念であった。日本学術会議は、国の機関以外の設置形態とする場合も検討し、ナショナルアカデミーとして組織が充たすべき５要件（①学術的に国を代表する機関としての地位、②そのための公的資格の付与、③国家財政支出による安定した財政基盤、④活動面での政府からの独立、⑤会員選考における自主性・独立性）を示すなど、改革に向けて積極的な姿勢を示してきたが、日本学術会議の独立性を損な

うのではないかという懸念を常に持ちながら議論に参画せざるを得ず、そして、そうした懸念が払拭されないまま行われた法案の国会提出は、改めて非常に残念なことである。

政府が提出した日本学術会議法案は、まず、基本理念において、現行法の前文に規定された内容を踏襲しておらず、「科学が文化国家の基礎」「我が国の平和的復興への貢献」などの理念に代えて、学術の位置づけに関して「人類共有の知的資源」「経済社会の健全な発展の基盤」といった記述に改め、歴史的な背景をも踏まえた、科学者としての決意が表現された法律から、国、政府の側からみた学術への期待を表現する法律に変質させている。

また、この法案に対しては、政府任命の監事による監査、中期的な活動計画や年度計画の策定とそれらに対する内閣府に置かれる評価委員会の関与、選定助言委員会の設置を含む会員の選任の仕組み等について、５要件のうち特に活動面での政府からの独立、会員選考における自主性・独立性が充足されておらず、むしろ独立性の阻害が意図されているのではないかといった懸念が、多くの会員から強く提起された。特に法人発足時及び発足３年後の会員選考について、外部の者の関与を認めるなど現行とは異なる特別な仕組みを規定しており、日本学術会議の継続性の分断を企図しているものと受け取らざるを得ないとの意見も強くあった。総合科学技術・イノベーション会議の議員に指定される職として、従前の「国の行政機関の長」に対し「関係機関の長」を追加しない点に関しては、これまで、国の科学技術・イノベーション政策について、科学者の代表機関の長として、科学者のボトムアップによる意見を反映させるという位置づけに変更を加え、科学者の声を遠ざけようとしているのではないかとの疑念も呈されている。これらも、政府との信頼関係が損なわれている中で検討が進められたことに問題の根底がある。これらの懸念点については、内閣府からは見解が提出されたところではあるが、国会においても、修正の可能性も含め、十分に慎重な審議を望むものである。

~~この法案は国会において今後審議が行われる見込みであり、仮にこれが成立した場合には、~~日本学術会議は、~~国の行政機関としての位置づけから、新たに設立される法人に移行することになる。~~

~~しかし、その場合においても、~~ナショナルアカデミーとして 76 年の歴史を有し、南極地域観測や初期の原子力開発、数多くの共同利用研究所、研究機関の創設に関与し、Ｇ７の科学アカデミーの一員として、あるいは 42 に及ぶ国際学術団体に加盟して、世界の学界と連携して学術の進歩に貢献してきた、日本学術会議の理念と位置付けは変わらず存続し、そして、その先も、学術の振興を通じて文化を育み、平和で豊かな社会を作り、国民の安心して生き甲斐があり、健康で文化的な生活の維持増進に貢献していく~~ことを、ここに宣言する~~。

我々は、政府に対して、歴史的背景を踏まえた科学者の総意としての理念を掲げた、現行法の前文の趣旨を新たな法案で明記するよう望んできた。~~しかし、そもそも~~日本学術会議は、発足以来、紆余曲折を経ながらも日本の学術とともに発展を続け、国際的にも確固たる地位を築いてきた。~~ており、たとえ今回の法案が成立したとしても、これまで日本学術会議が作り上げてきた理念や使命が失われるものではない。科学者の総意として掲げられた理念や使命が法案に反映されていないとしても、それは、この法案が現行の日本学術会議の存在を前提として、新たに国が設立する法人として継続するための法的な枠組みにすぎないためと理解する。そうであるならば、~~これまで日本学術会議が引き継ぎ、そして発展させてきた理念や使命は、~~政府や国会の議論に委ねず、~~我々科学者自身で~~改めて~~確認し、国民・社会に向けて誓約する必要がある。

~~加えて言えば、法案には法人への国の関与について監事をはじめ様々に規定されているが、~~日本学術会議が、あらゆる立場から独立を保ち、自主的、自律的に科学的助言などの使命を果たすためには、~~法の枠組みを前提としつつも、~~自ら定めるべき理念に従って、その理念が守られる仕組みを作り上げていく必要がある。~~すでに示されているような不当な介入への懸念については、内閣府の見解も認めているとおりこの法律は許容しないと確信しているが、これを強固にするための組織についても日本学術会議自身においてしっかりと構築していかなければならない。~~

例えば、評価については、~~政府の評価委員会に対して別途、~~自己評価のために外部の有識者に委嘱する委員会の日本学術会議内への設置や、~~政府任命の監事とは別に~~運営の適正性を確保するための役職の総会での選任など、自ら適切なガバナンスを検討し、作っていかなければならない。

日本学術会議は、前期に「日本学術会議のより良い役割発揮に向けて」、そして今期に「日本学術会議第 26 期アクションプラン」を公表し、自ら改革に向けて歩みを進め、タイムリー、スピーディな意思の表出や学術の進むべき方向性の提示、国際活動の強化、経済界や国民等とのコミュニケーションなど様々な取組を実現してきた。日本学術会議は、今次の日本学術会議の在り方に関する議論を糧として、組織改革だけでなく、世界及び国内の社会課題の解決に寄与しつつ、学術の更なる発展のために自ら行動し、さらなる改革を進め、次世代へと引き継いでいくことを、国民、社会に対し約束する。